

令和 5 年度 被保険者に対する特定保健指導業務（自社の従業員にのみ実施）
委託実施者の公募について

全国健康保険協会管掌健康保険に加入する被保険者のうち、自社の従業員に対してのみ特定保健指導を実施する事業者を下記のとおり募集します。

記

1. 対象

全国健康保険協会熊本支部に加入の適用事業所のうち、労働安全衛生法に基づく、定期健康診断等の実施後の保健指導に併せて、自社の従業員に対してのみ特定保健指導を実施する事業者。

2. 委託の内容

高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条第 1 項に規定する特定保健指導を自社の従業員に対してのみ実施する事業所に対し、実施した件数に応じ委託料を支払う。なお、業務の実施に当たっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）」のほか、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 3.2 版）2021 年 2 月」及び「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」等に則って実施すること。

3. 委託料単価

（初回面談の実施方法に関わらず、1 件当たり）

動機付け支援及び動機付け支援相当：2,857 円を上限（税抜）

積極的支援：12,000 円を上限（税抜）

4. 選定基準

事業者の選定にあたっては、提出のあった受託申請書等を審査の上、「全国健康保険協会管掌健康保険被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要綱」を満たしていると認める事業者を選定するものとする。

4. 契約予定年月日

選定され次第、随時契約

5. 受託申請書等の提出期限

令和 5 年 11 月 30 日（木）まで（必着）

6. 受託申請書等の交付及びお問い合わせ先

〒860-8502 熊本市中央区辛島町 5-1 日本生命熊本ビル 10 階

全国健康保険協会熊本支部 保健グループ 担当：東

TEL：096-240-1034

電話相談受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除く）